

こくほだより

国民健康保険（国保）とは、職場の健康保険や後期高齢者医療に加入している人、生活保護を受けている人を除くすべての人が加入する保険です。

国保に加入するとき、やめるときは必ず窓口での手続きが必要です。			
国保に加入するとき		国保をやめるとき	
こんなとき	必要なもの	こんなとき	必要なもの
会社を辞めた（社会保険が切れた）とき	①～④	新しく会社に勤め始めた（社会保険ができた）とき	①・②
国保加入者が飯塚市に転入するとき	②・③	国保加入者が飯塚市外に転出するとき	②・④
国保加入者に子どもが生まれたとき	②	国保加入者が亡くなったとき	②・③・④
生活保護を受けなくなったとき	②・③・⑤	生活保護を受けるようになったとき	②・④・⑤
【必要なもの】 ①社会保険等の喪失連絡票等（喪失日の確認ができるもの） ②顔写真のついた身分証（即日交付希望の場合） ③口座引落しの通帳・届出印（またはキャッシュカード） ④子ども医療証・障がい者医療証・ひとり親家庭等医療証（対象者のみ） ⑤生活保護受給証明書（保護廃止決定通知書）		【必要なもの】 ①新しくできた資格確認書等（加入日の確認ができるもの） ②飯塚市が交付した資格確認書等 ③喪主主義の通帳・喪主の認め印・葬儀の領収書または会葬礼状 ④子ども医療証・障がい者医療証・ひとり親家庭等医療証（対象者のみ） ⑤生活保護受給証明書（保護開始決定通知書）	

※本人または同一世帯の方が顔写真付き身分証明書（免許証等）で手続きされた場合は、その場で資格確認書等を交付し、上記以外の場合は郵送になります。

申込みによりマイナンバーカードが健康保険証として利用できます。

※申込み方法の詳細はマイナポータルの特設ページ(<https://myna.go.jp>)をご参照ください。

※すべての医療機関が対応できるわけではありませんので、医療機関へ受診する際にお問合せください。

・マイナンバーカードの健康保険証利用について、飯塚市役所本庁（医療保険課）及び各支所（市民窓口課）で健康保険証利用登録のサポートを行っています。

・就職・転職・引越をしても保険証として使えますが、必ず医療保険者へ届出をお願いします。



医療費通知のハガキが、確定申告の医療費控除の申請にご利用できます。

国民健康保険加入者の皆様に、健康や医療費に対する理解を深めていただくことを目的として、2ヵ月ごとに各世帯へ「医療費のお知らせ」（医療費通知）を送付しております。ただし、令和6年11月及び12月受診分については、令和7年2月末の送付予定となっておりますので、医療費通知到着前に申告される場合は、令和6年11月及び12月分の領収書に基づいて医療費控除の明細書に記載する必要があります。

〒114-8501
福岡県飯塚市新立地5番5号
飯塚 太郎 様

福岡県飯塚市新立地5番5号
飯塚市役所
医療保険課医療給付係

0948-22-5500
本通知は、世帯の国民健康保険加入者が医療機関を受診した医療費のお知らせです。ただし、全ての受診分が記載されない場合があります。必要に応じて領収書等による所定の事項を添付する場合がありますので、ご注意ください。

医療費のお知らせ

令和6年6月11日

受診年月	受診者氏名	医療機関等の名称	入内区分	日数(回数)	医療費の額	自己負担額
0603	飯塚 太郎	〇〇病院	外来	1	2,730	819
0603	飯塚 花子	△△歯科	歯科	2	10,000	3,000
0604	飯塚 花子	□□薬局	調剤	1	6,300	1,890
合計				4	19,030	5,709

＜医療費通知の見方(例)＞
飯塚太郎さんは令和6年3月に〇〇病院を受診し、総医療費2,730円のうち3割の819円を自己負担しています。



※医療費通知に記載の金額と、領収書の金額が違うことがあります。一致していない場合は、実際に支払った額に訂正して申告してください。なお、医療費控除等の申告に関することは、国税庁ホームページにて確認または飯塚税務署（☎0948-22-6710）へお問合せください。

【問合せ】 医療保険課 医療給付係 ☎0948-22-5500(内線1033～1035)